

## 後期授業開始以降における小樽商科大学の対応について

令和2年4月23日

危機対策本部会議

令和2年5月14日改訂

令和2年6月2日改訂

令和2年6月19日改訂

令和2年7月10日改訂

令和2年7月30日改訂

令和2年9月23日改訂

令和2年11月11日改訂

このたび、11月7日付けで北海道における新型コロナウイルス感染症の警戒ステージがステージ3に引き上げられ、同日から11月27日までの3週間を集中対策期間とし、特措法第24条第9項に基づく協力要請があったことに伴い、下記のとおり対応いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、学生及び教職員におかれましては、体調が悪い場合は外出を控え、飲酒を伴う会合などにおける感染リスクを回避する行動を実践するとともに、厚生労働省開発の接触確認アプリ(COCOA)や北海道コロナ通知システムを活用するなど、「自分の身を守る」ことを意識した行動を引き続きお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための本学の行動指針(BCP)について、別添のとおり策定し、現在はレベル2としておりますので、あわせてお知らせします。

### 記

- (1) 後期授業(学部・大学院)は、遠隔を基本としつつ、一部対面により実施します。詳細は本学HPでご確認ください。
- (2) 学生(学部学生・大学院生)は、対面授業に出席する場合又は学内施設を一部利用する場合、感染拡大防止措置を講じたうえで、キャンパス(札幌サテライトを含む。)への入構を許可します。なお、学内施設(図書館等)の一部利用の詳細については、本学HPでご確認ください。
- (3) 学生の課外活動は、一定の条件の下、本学公認サークルの活動を認めます。ただし、感染拡大の状況を踏まえて、対外試合や大会等への参加については、認められません。

- (4) 教員は、キャンパスへの出勤を可能とし、教育研究に支障のない範囲でテレワークを推進（石狩振興局管内在住の教員については、一層推進）します。なお、海外出張は引き続き延期・中止（学長が特に認めた場合を除く。）としますが、国内出張は可能とします。
- (5) 職員は、テレワークや時差出勤を一部活用しながら、通常業務に従事します。なお、石狩振興局管内在住の職員については、テレワークや時差出勤の活用を一層推進します。
- (6) 会議等は、原則としてメール等による持ち回り（書面）や Zoom 等によるオンラインでの開催とします。なお、感染拡大防止措置を講じたうえ、一部対面での開催を可能（会場の収容率は50%以下）とします。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための小樽商科大学の行動指針（BCP）

レベル	授業	学 生		教 員	事務体制	会議等
		入構・施設	課外活動			
0		通 常				
1	- 対面授業と遠隔授業の併行実施	対面授業に出席する場合又は学内施設を一部利用する場合、感染拡大防止措置を講じたうえで、キャンパスへの入構を許可	一定の条件下、公認サークルの活動可能 また、一部大会の参加も可能	①キャンパスへの出勤可（教育研究に支障のない範囲でテレワークを推進） ②国内出張は可 ③海外出張は可（感染症危険レベルが1以下の場合に限る。レベル2の場合は学長が特に認めた場合に限る。）	通常業務に従事（テレワーク・時差出勤を一部活用）	会議等は、メール等による持ち回りやZoom等によるオンラインによる開催を推奨。 ※感染拡大防止措置を講じたうえで、一部対面での開催は可（会場の収容率は100%以下を厳守）
<b>適用</b>						
2	北海道の警戒ステージ1～3 遠隔授業を基本としつつ、一部対面授業を実施	対面授業に出席する場合又は学内施設を一部利用する場合、感染拡大防止措置を講じたうえで、キャンパスへの入構を許可	一定の条件下、公認サークルの活動可能 また、一部大会の参加も可能（警戒ステージ1～2に限る）	①キャンパスへの出勤可（教育研究に支障のない範囲でテレワークを推進） ②国内出張は可 ③海外出張の延期・中止（学長が特に認めた場合を除く。）	通常業務に従事（テレワーク・時差出勤を一部活用）	会議等は、原則としてメール等による持ち回りやZoom等によるオンラインで開催。 ※感染拡大防止措置を講じたうえで、一部対面での開催は可（会場の収容率は50%以下）
3	北海道の警戒ステージ3～4 遠隔授業の原則実施	事前予約等の感染拡大防止措置を講じたうえで、キャンパスへの入構並びに学内施設の一部利用可	一定の条件下、公認サークルに限り、一部学内施設で活動可能	①原則テレワーク（遠隔授業の準備・実施等のためのキャンパスへの出勤可） ②国内出張（不要不急の出張は自粛）は可 ③海外出張の延期・中止	テレワーク・時差出勤を活用し、大学機能を維持するための優先度の高い業務に従事	会議等は、原則としてメール等による持ち回りやZoom等によるオンラインで開催。 ※感染拡大防止措置を講じたうえで、一部対面での開催は可（参加者100名以下、かつ会場の収容率は50%以下）
4	北海道の警戒ステージ5 遠隔授業のみ	①キャンパスの入構禁止 ②学内施設の利用禁止	課外活動の中止	①原則テレワーク（遠隔授業の準備・実施等のためのキャンパスへの出勤可） ②国内外出張の延期・中止	テレワーク・時差出勤を活用し、大学機能を最低限維持するための業務を中心に従事	会議等は、メール等による持ち回りやZoom等によるオンラインでのみ開催（危機対策本部会議等は感染拡大防止措置を講じ、一部対面で開催）
5	北海道の警戒ステージ5 全授業の休講	①キャンパスの入構禁止 ②学内施設の利用禁止	課外活動の中止	①原則テレワーク（執行部のみ出勤可） ②国内外出張の延期・中止	テレワーク・時差出勤を活用し、大学機能を最低限維持するための業務のみに従事	会議等の延期・中止（危機対策本部会議のみ原則オンラインで開催）

- ※1 本行動指針（BCP）は、感染拡大・収束等の状況に応じ、随時見直しを行う場合がある。  
 ※2 レベル内の右欄は、本学の制限レベルと対応した北海道の警戒ステージを目安として示すもの。  
 ※3 レベルは、各項目に対して一律に適用することを原則とするが、項目ごとに異なるレベルを適用することもあり得る。